

おくやみハンドブック



大網白里市
おおあみしらさとし



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

大網白里市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所・役場関係の手続きと、役所・役場以外の一般的な手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大網白里市役所

もくじ

手続きチェックリスト	p.2
身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ	p.3
1. 死亡届について	p.5
2. 年金について	p.7
3. 恩給・弔慰金について	p.9
4. 健康保険について	p.10
5. 介護保険・高齢者福祉について	p.11
6. 障がい福祉について	p.12
7. 子どもの福祉について	p.12
8. 税の手続きについて	p.13
9. 市営住宅について	p.15
10. 水道・下水道、市営ガスについて	p.15
11. くみ取り式トイレ・浄化槽について	p.16
12. 飼い犬について	p.16
13. 農地・森林の相続について	p.17
14. 外国籍の方について	p.18
15. お問い合わせ窓口一覧	p.19

手続きチェックリスト

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	ページ
住民票	故人を含めた世帯員は3名以上でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.6
	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.18
年金	国民年金を受給または加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.7
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	後期高齢者医療制度に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.11
	40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
障がい福祉	障害者手帳等をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.12
子育て	児童手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	児童扶養手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
税金	就学援助を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.13
	市・県民税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	
その他	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.14
	市営住宅に入居していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.15
	水道・下水道、市営ガスを使用していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	くみ取り式トイレ・浄化槽を使用していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.16
	農地・森林を所有していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.17

3カ月以内

4カ月以内

死亡の届出・相続の手続き

- 相続放棄・限定承認
- 遺産分割協議
- 相続財産の調査
- 相続人の調査・確定
- 遺言調査・遺言書の検認
- 公共料金等の手続き（27ページ参照）
- 年金の手続き
- 健康保険の手続き
- 死亡届

（23・24ページ参照）

税金の申告

○ 所得税の準確定申告（24ページ参照）

10カ月以内

○払戻し・解約・名義変更等

1年以内

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告・納付（24ページ参照）

大網白里市で必要な手続きについては、次のページから窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ〉

必要な手続きの
詳細について

〈19ページ〉

各手続きの
お問い合わせ窓口一覧

〈21ページ〉

大網白里市以外で
必要な手続き

1. 死亡届について

◇届出期間

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇届出地

故人の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの役所・役場

◇大網白里市に死亡届を提出する場合の窓口

【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課・白里出張所

【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階西側当直窓口・白里出張所(白里出張所は休日のみ)

なお、夜間や休日に当直窓口で届書をお預かりした場合、翌開庁日以降に訂正等のため来庁をお願いすることがあります。

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・家主、地主、家屋または土地の管理人
 - ・後见人、保佐人、補助人、任意後见人、任意後見受任者
- (資格を証明する登記事項証明書または裁判所の審判書謄本等の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書(死体検案書)に、医師による証明があるもの)

◇火葬許可証について

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでの所要日数は次のとおりです(土日祝日を除く)。

年末年始、大型連休中に届出をした場合は、これより時間がかかります。

- ・本籍地の役所・役場に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外の役所・役場に届出をした場合→おおむね14日

※相続等の手続きには、相続人の確定のため故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

※本籍地以外の役所・役場で戸籍謄本等を請求する場合は、故人の配偶者や直系尊属、直系卑属の方が直接窓口にお越しください。

住民票について

◇世帯主変更届

死亡届が提出されたことは、届書を受理した役所・役場から、本籍地及び住民登録地に通知されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、3人以上の世帯で世帯主が亡くなられた場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。故人と同世帯の方は下記へお問い合わせください。

◇マイナンバーカード

故人に関する手続きで個人番号(マイナンバー)が必要となる場合がありますので、そのままお手元にお持ちください。すべての手続きが済みましたら、廃棄していただくか、故人の住民登録地の役所・役場に返納してください。

◇住民基本台帳カード・印鑑登録証

廃棄していただくか、故人の住民登録地の役所・役場に返納してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 市民班 ☎ 0475-70-0340

市民課 戸籍班 ☎ 0475-70-0341

2. 年金について

◇国民年金のみを受給していた方

■未支給年金の請求

年金を受給している方が亡くなられた場合、生計を同一にしていたご遺族は、亡くなられた月までの年金を未支給年金として請求することができます。請求者の住所地の役所・役場で手続きしてください。

【請求できる遺族の順位】

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の3親等内の親族

【必要なもの】

- ・故人の年金証書、年金手帳(見つからない場合は窓口でその旨をお伝えください)
- ・請求者名義の預金通帳
- ・戸籍謄本(請求者と故人の続柄を証明するもの)

※請求者が「配偶者」もしくは「20歳以下の子(遺族年金と同時に請求する場合のみ)」の場合は省略することができます。

- ・死亡診断書の写し
- ・請求者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・生計同一に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別住所の場合)

※そのほか追加で書類が必要となる場合がありますので、事前に役所・役場、年金事務所等へご確認をお願いします。

■年金受給権者死亡届

未支給年金の請求に該当するご遺族がいない場合、年金受給権者死亡届が必要となります。届出人の住所地の役所・役場で手続きしてください。

【必要なもの】

- ・年金証書、年金手帳(見つからない場合は窓口でその旨をお伝えください)
- ・戸籍抄本、死亡診断書の写しなど、死亡の事実を明らかにできる書類

◇厚生年金や共済年金を受給していた方

下記へお問い合わせください。

・厚生年金の場合

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

☎ 03-6700-1165 (050で始まる電話番号からおかけになる場合)

千葉年金事務所 ☎ 043-242-6320

・共済年金の場合 加入していた共済組合

◇年金受給前に亡くなられた方

公的年金の加入者や、かつての加入者が亡くなられたときは、一定の要件を満たす場合、ご遺族は「遺族給付」を受けることができます。

加入していた年金の種類や遺族の条件等により、手続き先や必要書類が異なりますので、「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

☎ 03-6700-1165 (050で始まる電話番号からおかけになる場合)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 高齢者医療年金班

☎ 0475-70-0336

◇農業者年金を受給または加入していた方

死亡届、未支給年金請求、死亡一時金の手続きが必要となりますので、下記窓口または最寄りの山武郡市農業協同組合各支所へお問い合わせください。

山武郡市農業協同組合 大網支所 ☎ 0475-72-6101

白里支所 ☎ 0475-77-4101

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局

☎ 0475-70-0393

3. 恩給・弔慰金について

◇恩給を受給していた方

総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。

総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400

◇戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受給していた方

償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局へ直接お問い合わせください。

大網郵便局 ☎ 0570-943-057

大網みどりが丘郵便局 ☎ 0475-77-7120

大網みずほ台郵便局 ☎ 0475-73-6625

増穂郵便局 ☎ 0475-72-2921

白里郵便局 ☎ 0475-77-2941

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

社会福祉課 社会福祉班

☎ 0475-70-0330

4. 健康保険について

◇「国民健康保険」または「後期高齢者医療制度」に加入していた方（葬祭費の手続き）

葬祭を行った方（喪主）に葬祭費5万円が支給されます。

【必要なもの】

- ①故人の資格確認書（お持ちの方）
 - ②葬祭を行った方（喪主）の氏名が確認できるもの（会葬礼状または葬儀の領収書）
 - ③申請者（喪主）名義の口座情報を確認できるもの
 - ④申請者（喪主）または代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ※申請期間は葬祭を行った日の翌日から2年間となります。

◇「後期高齢者医療制度」に加入していた方（高額療養費等の手続き）

未支給分の高額療養費等がある場合は、口座の変更手続きが必要となります。

【必要なもの】

- ①相続人代表者の印鑑（朱肉を使用するもの）
- ②相続人代表者の口座情報を確認できるもの

◇社会保険・国民健康保険組合・共済組合等に加入していた方

加入していた健康保険組合等へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課	国保班	☎ 0475-70-0334
市民課	高齢者医療年金班	☎ 0475-70-0336

5. 介護保険・高齢者福祉について

◇「第1号被保険者（65歳以上）」または
「第2号被保険者（40歳以上65歳未満）で介護認定あり」だった方

介護保険被保険者証をご返納ください。高額介護サービス費の申請がある場合は、口座の変更手続きが必要になります。

【必要なもの】

①故人の介護保険被保険者証

※以下、高額介護サービス費の申請がある場合

②申請者の印鑑（朱肉を使用するもの）

③相続人の口座情報を確認できるもの

④申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢者支援課 介護保険班

☎ 0475-70-0309

各種支援事業を利用している方

◇緊急通報装置を利用していた方

緊急通報装置をご利用の方が亡くなられたときは、廃止の手続きや装置の撤去が必要となりますので、下記へお問い合わせください。

◇高齢者外出支援事業の利用パスカードをお持ちだった方

高齢者外出支援事業を利用していた方が亡くなられたときは、パスカードの返納が必要となりますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢者支援課 高齢者支援班

☎ 0475-70-0332

6. 障がい福祉について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

社会福祉課 障がい福祉班

☎ 0475-70-0337

7. 子どもの福祉について

児童に関する手当や医療費助成、就学援助を受けているご家族で、お子様やお子様を監護している保護者の方が亡くなられた場合は、変更や返納等の手続きが必要となります。

また、18歳以下のお子様を養育している方(父または母等)が亡くなられた場合、ひとり親に関する手当や医療費助成の対象となる場合があります。

いずれも下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子育て支援課 児童家庭班(手当、医療費助成) ☎ 0475-70-0331

教育委員会管理課 学校教育室(就学援助) ☎ 0475-70-0372

8. 税の手続きについて

市税のお手続き

◇固定資産税

市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方が亡くなられたときは、相続人の方が納税義務を承継することになります(地方税法第9条)。相続登記が完了するまでの納税義務者を指定するため、相続人代表者指定(変更)届を提出してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 資産税班

☎ 0475-70-0322

◇市民税・県民税(住民税)、国民健康保険税、軽自動車税

各税目とも原則相続人の方が納税義務者となります。

納税管理人(設定・取消)申告書を提出してください。

・市県民税

亡くなられた年度までの税を納める方を申告します。

・国民健康保険税

亡くなられた前月までの税を納める方を申告します。

・軽自動車税

廃車・名義変更するまでの税を納める方を申告します。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 市民税班

☎ 0475-70-0321

◇自動車等の廃車・名義変更について

- ・原動機付自転車（排気量125cc以下）

税務課 市民税班 ☎ 0475-70-0321

- ・自動二輪車（排気量125cc超）

関東運輸局千葉運輸支局 ☎ 050-5540-2022

- ・軽自動車

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎ 050-3816-3114

- ・普通自動車

関東運輸局千葉運輸支局 ☎ 050-5540-2022

国税のお手続き

所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東金税務署

☎ 0475-52-3121 （自動音声案内）

県税のお手続き

亡くなられた方が個人事業主だった場合は手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東金県税事務所

☎ 0475-54-0223

9. 市営住宅について

故人が市営住宅に入居していたときは、退去手続きや承継入居の手続きなどが必要となります。手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。
都市整備課 都市計画班 ☎ 0475-70-0364

10. 水道・下水道、市営ガスについて

水道・下水道を使用している方が亡くなられたときは、継続して使用する場合は名義変更、使用しない場合は使用中止の手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。
**山武郡市広域水道企業団 お客様センター（水道・下水道ともに手続き可）
☎ 0475-50-4132**

下水道受益者負担金を分割納入中または徴収猶予中の方が亡くなられたときは、受益者変更の手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。
下水道課 管理班 ☎ 0475-77-6880

市営ガスを使用している方が亡くなられたときは、親族の方が継続して使用する場合は名義変更、使用しない場合は閉栓（使用停止）の手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。
ガス事業課 業務班 ☎ 0475-72-1131

11. くみ取り式トイレ・浄化槽について

くみ取り式トイレを使用している方が亡くなられたときは、継続して使用する場合は請求先変更、使用しない場合は取り消しの手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

地域づくり課 環境対策班

☎ 0475-70-0386

浄化槽を使用されている方が亡くなられたときは、管理者変更届、休止届、廃止届などの手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

山武地域振興事務所 地域環境保全課

☎ 0475-55-3862

12. 飼い犬について

犬を飼育している方が亡くなられたときは、犬の登録事項変更届の提出(飼い主の変更)が必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

地域づくり課 環境対策班

☎ 0475-70-0386

13. 農地・森林の相続について

農地を相続された方は、農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要となります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局

☎ 0475-70-0393

森林の土地を相続された方は、届出が必要となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農業振興課 農政班

☎ 0475-70-0345

MEMO

14. 外国籍の方について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

中長期在留者または特別永住者である外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、親族もしくは同居人の方から、在留カードや特別永住者証明書を返納していただく必要があります。

詳細は下記へお問い合わせください(郵送での返納を希望する場合は、おだいば分室へお送りください)。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局千葉出張所

☎ 043-242-6597

【郵送による返納先】

〒135-0064

東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局 おだいば分室 あて

◇故人に外国籍のご家族がいる場合

故人の配偶者やお子様などで、在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」または「特定活動」の方は、管轄の出入国在留管理局への届出が必要となる場合があります。

期限内に必要な届出をしないと、在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください(配偶者に関する届出は14日以内など)。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局千葉出張所

☎ 043-242-6597

15. お問い合わせ窓口一覧（手続きの詳細は該当ページをご覧ください）

ページ	手続き	担当窓口		電話番号
p.5	死亡届	市民課 市民班	市役所 本庁舎1階	0475-70-0340
		市民課 戸籍班		0475-70-0341
p.7	年金	市民課 高齢者医療年金班		0475-70-0336
p.10	健康保険・葬祭費	市民課 国保班		0475-70-0334
		市民課 高齢者医療年金班		0475-70-0336
p.11	介護保険	高齢者支援課 介護保険班		0475-70-0309
p.12	障がい福祉	社会福祉課 障がい福祉班		0475-70-0337
	子どもの福祉	子育て支援課 児童家庭班		0475-70-0331
		教育委員会管理課 学校教育室	市役所 別棟2階	0475-70-0372
p.13	固定資産税	税務課 資産税班	市役所 本庁舎1階	0475-70-0322
	市・県民税、軽自動車税	税務課 市民税班		0475-70-0321
p.14	軽自動車等の 名義変更・廃車	・原動機付自転車(125cc以下) 税務課 市民税班		0475-70-0321
		・自動二輪車(125cc超)・普通自動車 関東運輸局千葉運輸支局		050-5540-2022
		・軽自動車 軽自動車検査協会千葉事務所		050-3816-3114
	所得税・相続税	東金税務署		0475-52-3121
p.15	市営住宅	都市整備課 都市計画班	市役所 別棟1階	0475-70-0364
	水道・下水道、市営ガス	山武郡市広域水道企業団お客様センター		0475-50-4132
		下水道課 管理班	浄化センター	0475-77-6880
		ガス事業課 業務班	市役所 分庁舎2階	0475-72-1131
p.16	くみ取り式トイレ	地域づくり課 環境対策班	市役所 本庁舎1階	0475-70-0386
	飼い犬			
p.17	農地・森林	農業委員会事務局	市役所 分庁舎3階	0475-70-0393
		農業振興課 農政班		0475-70-0345
p.18	外国籍の方が亡くなったときの 在留カード・特別永住者 証明書の返納	東京出入国在留管理局千葉出張所 (郵送での返納先はおだいば分室)		043-242-6597
	外国籍のご家族 に関する届出	東京出入国在留管理局千葉出張所		043-242-6597

MEMO

16. その他の主な手続き

◆故人が会社員だった場合

会社勤めの方が亡くなられたときの一般的な手続きは下記のとおりです。

手続き	時期	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人の勤務先に提出します。
社員証(身分証明書)等の返却		社員証(身分証明書)や健康保険被保険者証、そのほか勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却します。
最終給与、退職金等の請求		故人の勤務先に確認します。
国民健康保険等への加入	14日以内 (国民健康保険の場合)	故人の被扶養者だった方は、故人が亡くなると同時に資格を喪失しますので、他の医療保険制度へ加入する必要があります。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ(全国健康保険協会)や勤務先が加盟している健康保険組合等へ、埋葬料を請求することができます。
遺族厚生年金の請求	5年以内	最寄りの年金事務所で手続きをします。

◇故人が個人事業主だった場合

事業をやめ廃業する場合の一般的な手続きは下記のとおりです。

なお、事業承継する場合は相続の手続きが必要です。

手続き	時期	備考
個人事業者の 死亡届出	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出		
個人事業の 開業・廃業等届出	1ヵ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出		
所得税の青色申告の 取りやめ届出	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬の手続きについて

1 新しい墓地を確保

新しい墓地が決まったら、改葬先の墓地管理者に受入証明書（永代使用許可書）を発行してもらいます。

2 現在の埋葬証明を受ける

現在埋葬されている墓地の管理者から、改葬許可申請書へ埋葬証明をもらいます。

3 改葬許可申請

埋葬証明をもらった改葬許可申請書及び受入証明書を墓地所在地の役所・役場に提出し、改葬許可証の発行を受けます。

4 納骨

改葬先の墓地管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問い合わせ〉

市民課 戸籍班 ☎ 0475-70-0341

◆その他の相続に関する手続きチェックリスト

チェック	手続き	時期	備考
☐	遺言調査	すみやかに	自筆証書遺言は、自宅や法務局で保管されているものがないか調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で保管されていた自筆証書遺言は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所・役場の戸籍担当窓口にお問い合わせください。
☐	相続財産の調査		故人の預貯金通帳や郵便物をもとに事業者等へ問い合わせることで、相続財産を調査できます。また、故人が自宅のほかに不動産を所有している場合は、所在地の役所・役場で「名寄帳」等を取得することで、そこにある資産を確認できます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意のうえで金融機関や法務局等へ提出する遺産分割協議書を作成します。

チェック	手続き	時期	備考
☐	相続放棄・限定承認	3カ月以内	故人の最終住所地を管轄する家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成方法等手続きの詳細は、管轄の家庭裁判所へお問い合わせください。
☐	所得税の準確定申告	4カ月以内	故人に1月1日から死亡日までの間に一定の所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。故人の亡くなられたときの納税地を管轄する税務署へお問い合わせください。
☐	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数 最寄りの所轄税務署へお問い合わせください。
☐	相続登記	3年以内	不動産を相続したことを知った日から3年以内に相続登記(土地や家屋の名義変更)の申請をしなければなりません。不動産の所在地を管轄する法務局へお問い合わせください。 大網白里市の管轄は東金出張所です(☎0475-52-2402)。

◇ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



法定相続情報証明制度を利用すると、被相続人と相続人の関係を法務局に証明してもらうことができます。認証を受けた「法定相続情報一覧図の写し」を、戸籍謄本等の束の代わりにさまざまな相続手続きに利用することで、ご遺族の負担を減らすことができます。

詳しくは法務局のホームページをご覧ください(「法定相続情報証明制度」で検索)。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

チェック	手続き	時期	窓口	準備するもの・備考
☐	運転免許証の返納	早めに	警察署、 運転免許センター	・故人の免許証 ・亡くなられたことが確認 できる書類
☐	パスポートの返納		旅券事務所	・故人のパスポート ・亡くなられたことが確認 できる書類 ・届出人の本人確認書類
☐	電気の 名義変更・解約		各電力会社	電話やウェブサイト等で 手続きします
☐	ガスの 名義変更・解約		各ガス事業者 〈市営ガスの場合〉 ガス事業課 ☎ 0475-72-1131	
☐	水道の 名義変更・解約		山武郡市広域水道企業団 お客様センター ☎ 0475-50-4132	
☐	NHKの名義変更・解約		☎ 0120-151515 (フリーダイヤル)	
☐	携帯電話の解約		各携帯電話会社	
☐	その他利用していた サービスの 名義変更・解約		各サービス提供事業者	新聞、定期購読物、 オンラインサービスなど
☐	クレジットカードの解約		各クレジットカード会社	必要書類を取り寄せます
☐	自動車・バイク等の廃車		運輸支局、 軽自動車検査協会	手続きを代行する販売業者 もあります

MEMO

MEMO

発 行 大網白里市役所
編 集 ／ 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年4月作成

本冊子は、冊子内に広告を掲載している企業の協賛により、市に寄贈されています。
広告主及び広告内容を、大網白里市が推奨するものではありません。

